

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、土器川右岸土地改良区連合が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）備中地池地区）を行うことについて令和3年12月20日認可した。

令和3年12月28日

香川県知事 浜 田 恵 造